

## 鳥取県いじめ問題検証委員会要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づくもののほか、鳥取県内の学校（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいい、設置主体を問わない。以下「学校」という。）におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故に関し、関係者の了解のもとに事実関係を確認し、問題の解決に向けての検証等を行う鳥取県いじめ問題検証委員会（以下「委員会」という。）について定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1に定める事項を調査審議するものとし、その具体的な事務は次に掲げるとおりとする。

- (1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態その他県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故の原因に係る検証等に関すること。
- (2) 検証結果に基づき学校現場及び学校設置主体に改善意見を述べること。

### (組織等)

第3条 委員会は、原則として委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、児童・生徒又はこれらの保護者（以下「保護者等」という。）の意向を尊重しながら、第2条に規定する所掌事務の遂行について中立・公正な判断をすることができ、かつ、教育、法律等に見識を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員会の検証活動を補助するため、委員長は検証補助員を委嘱することができる。
- 4 委員は、保護者等から第2条第1号の検証の申立てがあったときその他知事が必要と認めるときに委嘱するものとし、その任期は、第6条第3項の報告及び改善意見の陳述を終えるまでとする。

### (委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

### (検証活動)

第6条 委員会は、学校現場及び学校設置主体のほか、保護者等その他の関係者から事情を聴取しながら、検証活動を行う。

- 2 検証活動に伴い必要となる資料・データ等について、委員会は、学校現場及び学校設置主体に提出の協力を求める。
- 3 検証活動を終了した後、委員会は、申立者及び知事に検証結果を報告する。また、学校設置主体へ検証結果を説明するとともに、改善意見を述べる。

### (秘密の保持)

第7条 委員及び検証補助員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (事務局)

第8条 委員会の事務局は、鳥取県総務部人権局に置く。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会に諮って委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年11月2日から施行する。

この要綱は、平成25年10月11日から施行する。